

競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業(iNat 事業) の知財戦略プロデューサー派遣の支援スキームについて

令和5年12月1日
(独)工業所有権情報・研修館
知財戦略部

1. 事業の目的

令和6年度から新たに開始する「競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業(以下「本事業」という。)」は、我が国の競争的研究費制度に基づく公的資金が投入され、かつ、革新的な成果が期待される研究開発プロジェクト(以下「国プロ」という。)を推進する大学、研究開発機関及び技術研究組合(以下「研究開発機関等」という。)ならびに国プロの資金提供元であり、複数の国プロをマネジメントするファンディングエージェンシー(以下「FA」という。)に対し、知的財産マネジメントの専門家である知財戦略プロデューサー(以下「知財PD」という。)を派遣し、当該国プロの初期段階より知財の視点から研究開発成果の社会実装を見据えた戦略の策定及びマネジメント並びに当該社会実装を加速する活動を支援するものです。

2. 支援スキーム

本事業には、次に示す支援スキーム①～③があり、それぞれ派遣先や支援日数、支援内容などが異なります。いずれの支援スキームにおいても、採択後に作成する支援計画に基づいて知財PDが1年間の知財支援を行います。

	本事業
支援スキーム ①	研究機関派遣型
知財PDの 派遣先	国プロを推進する研究開発機関等
支援対象	本事業の公募で採択されたプロジェクト
支援内容	①研究開発戦略・事業化戦略に基づく知的財産戦略策定支援 ②プロジェクトに関連する知財(フォアグラウンド・バックグラウンドIP)の取扱い指針(知財ポリシー等)・取扱い手続きのルール(発明届等)策定、知財契約、管理体制、実務運用への助言等に係る支援 ③プロジェクトが対象とする技術分野の特許情報調査・分析(パテントマップ作成等)に係る支援 ④プロジェクト内で生まれる発明の発掘、発明の知財ポートフォリオ上での位置付け評価、強い特許網を形成するための周辺技術・応用技術への展開に係る支援

	<p>⑤頑強な特許網を形成するための出願戦略等の支援</p> <p>⑥ノウハウ・データ等の秘密管理等に係る支援</p> <p>⑦プロジェクト参画研究開発機関におけるステージアップを指向した顧客セグメント・研究資金・試作品の検討、パートナー企業探索等に係る支援</p> <p>⑧プロジェクト研究開発成果の創出・活用に向けたプロジェクト参画研究開発機関とパートナー企業間における共同研究の推進(共同研究成果の確認等)に係る支援</p> <p>⑨プロジェクト参画研究開発機関のパートナー企業に対する事業化シナリオのプランニング、事業化シナリオ検証のための SWOT 分析等に係る支援</p> <p>⑩プロジェクト参画研究開発機関におけるスタートアップ創立、コンソーシアム創設等に係る支援</p> <p>その他、前記①から⑩に附帯する事項</p>
支援スキーム ②	FA派遣型
知財 PD の 派遣先	国プロの資金提供元として国プロをマネジメントするFA
支援対象	本事業の公募で採択されたプロジェクト
支援内容	<p>上記①～⑩の支援内容に加え、</p> <p>⑪FA 内での知的財産に関する研修やセミナー等を通じたプロジェクトマネージャーの育成に関する支援(FA 派遣型に限る。)</p> <p>その他、前記①から⑩に附帯する事項</p>
支援スキーム ③	指定継続プロジェクト派遣型
知財PDの 派遣先	国プロを推進する大学、研究開発機関及び技術研究組合等、及び、国プロの資金提供元であるファンディングエージェンシー
支援対象	前事業で支援する一部のプロジェクト
支援内容	上記①～⑩の支援内容、およびそれらに付帯する事項

3. 支援スキーム①:研究機関派遣型、及び支援スキーム②:FA派遣型

3.1. 支援対象

支援スキーム①②で支援対象とするプロジェクトは、本事業で行う公募に申請された中から採択します。公募の際には、公募要領に基づいて、支援希望内容と支援希望日数(10日単位)をご記載いただいた申込書を提出して頂きます。

3.2. 支援日数

スキーム①②に採択されると、知財PDが1年間の知財支援を行います。1年間の支援日数は、申請時の支援希望内容と支援希望日数に基づき、INPITが決定します。ただし、支援日数は年間最大90日までとなり、決定にあたっては「3.3 支援日数上限(通算)」も考慮されます。なお、派遣頻度は、派遣先におけるプロジェクトの進捗状況等を勘案し、柔軟に対応します。

3.3. 支援上限日数(通算)

支援日数には、国プロごとに設定された上限(支援上限日数(通算))があります。本事業で支援を受けた通算の支援日数が当該上限に達すると、それ以上、支援を受けることができなくなります。

支援上限日数(通算)は、国プロの研究期間の長さ(例えば、5年間、継続する予定のプロジェクトであれば、5年となります)と、国プロの研究期間が開始してから経過した年数(例えば、開始3年目のプロジェクトであれば、3年となります)をもとに決定されます。詳細は、以下の表をご参照ください。

国プロごとの支援上限日数(通算)

国プロの研究期間 (年)	国プロの研究期間の経過年数(年)									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	90	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	180	90	-	-	-	-	-	-	-	-
3	230	180	90	-	-	-	-	-	-	-
4	280	230	180	90	-	-	-	-	-	-
5	330	280	230	180	90	-	-	-	-	-
6	380	330	280	230	180	90	-	-	-	-
7	430	380	330	280	230	180	90	-	-	-
8	480	430	380	330	280	230	180	90	-	-
9	530	480	430	380	330	280	230	180	90	-
10	580	530	480	430	380	330	280	230	180	90

※表中の90、180等の数字は、日単位となります。

例えば、研究期間が3年間の国プロで1年目から本事業の支援に申請する場合、年間の支援日数は最大で90日ですが、上記表のとおり、3年間の支援日数の上限は230日となります。必ずしも90日×3年間=270日の支援を受けられるわけではありません。申請時には

その点を考慮し、支援希望日数をご検討ください。

3. 4. 支援内容と支援計画

知財PDは、決定された支援日数に基づき、プロジェクトのステージ(基礎研究ステージ、研究開発ステージ、社会実装ステージを想定)を鑑みて、以下の①～⑪に示す範囲内で支援内容を記した支援計画を派遣先に提示し、派遣先との合意を得て活動します。

支援計画は、支援の内容、スケジュールを整理し、その達成状況を支援の継続に関する重要な評価要素としても用いるため、支援を開始する前に作成する必要があります。

- ①研究開発戦略・事業化戦略に基づく知的財産戦略策定支援
- ②プロジェクトに関連する知財(フォアグラウンド・バックグラウンドIP)の取扱い指針(知財ポリシー等)・取扱い手続きのルール(発明届等)策定、知財契約、管理体制、実務運用への助言等に係る支援
- ③プロジェクトが対象とする技術分野の特許情報調査・分析(パテントマップ作成等)に係る支援
- ④プロジェクト内で生まれる発明の発掘、発明の知財ポートフォリオ上での位置付け評価、強い特許網を形成するための周辺技術・応用技術への展開に係る支援
- ⑤頑強な特許網を形成するための出願戦略等の支援
- ⑥ノウハウ・データ等の秘密管理等に係る支援
- ⑦プロジェクト参画研究開発機関におけるステージアップを指向した顧客セグメント・研究資金・試作品の検討、パートナー企業探索等に係る支援
- ⑧プロジェクト研究開発成果の創出・活用に向けたプロジェクト参画研究開発機関とパートナー企業間における共同研究の推進(共同研究成果の確認等)に係る支援
- ⑨プロジェクト参画研究開発機関のパートナー企業に対する事業化シナリオのプランニング、事業化シナリオ検証のためのSWOT分析等に係る支援
- ⑩プロジェクト参画研究開発機関におけるスタートアップ創立、コンソーシアム創設等に係る支援
- ⑪FA 内での知的財産に関する研修やセミナー等を通じたプロジェクトマネージャーの育成に関する支援(FA 派遣型に限る。)

その他、前記①から⑪に附帯する事項

※なお、INPIT が派遣する知財PD及び必要に応じてこれらの支援内容をサポートする他の専門家(弁理士等)に対しては、派遣先から開示を受けた秘密情報について秘匿する義務を課しております。

3. 5. 支援の継続

支援期間の終了後、次の1年も支援を受けたいと希望する場合には、支援期間中に実施される継続審査を通過すれば、引き続き、支援を受けることが可能です。審査は、支援期間の途中で実施され、支援計画に基づく支援が適切に実施されたか等を判断します。

継続審査を通過しなかった場合には、連続して支援を受けることはできません。再度、支援を希望する場合には、改めて公募にお申込みいただく必要があります。

なお、支援期間の終了後、間をあけて、改めて支援を希望する場合にも、公募申請していただく必要があります。

3. 6. スケジュール

本事業の支援スキーム①②に関するスケジュールの例を以下に示します。

	2023				2024				2025							
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①研究機関派遣型 ②ファンディングエージェンシー派遣型 2024年4月派遣開始		公募	採択決定	派遣準備 支援計画作成	支援開始	支援期間 (4月～3月)				派遣開始	支援期間 (4月～3月)					
①研究機関派遣型 ②ファンディングエージェンシー派遣型 2024年10月派遣開始				公募	採択決定	派遣準備 支援計画作成	支援開始	支援期間 (10月～9月)				派遣開始	支援期間 (10月～9月)			

3. 7. 知財 PD の勤務形態

原則として、派遣先に常駐勤務します。

ただし、1名の知財PDが複数の研究開発機関等又は FA を支援する場合は、いずれかの派遣先を勤務拠点として、他の派遣先には出張して支援を行います。

3. 8. 費用負担

知財PDの人件費、旅費及び活動費(特許情報分析、IP ランドスケープ等の調査費を含む。)は、本事業で負担します。必要に応じて他の専門家を派遣する場合の当該費用も本事業で負担します。ただし、派遣先における執務環境整備・消耗品等に係る費用は、当該派遣先の負担となります。

4. 支援スキーム③: 指定継続プロジェクト派遣型

4. 1. 支援対象

支援スキーム③で支援するプロジェクトは、支援令和5年度までの「知的財産プロデューサー派遣事業」(以下「前事業」という。)で支援する一部のプロジェクトとなります。本事業では新規公募は行いません。

4. 2. 支援日数

スキーム③では、知財 PD が1年間の知財支援を行います。支援日数は週1～3日程度となります。

4. 3. 支援内容と支援計画

支援内容及び支援計画の作成は前事業に準じます。

支援内容の具体例は、以下①～⑩が該当します。なお、本スキームにおける支援計画は、支援内容やスケジュールについて、関係者が共通認識を持つための資料との扱いのため、

作成前に支援を行うことが可能です。

- ①研究開発戦略・事業化戦略に基づく知的財産戦略策定支援
- ②プロジェクトに関連する知財(フォアグラウンド・バックグラウンドIP)の取扱い指針(知財ポリシー等)・取扱い手続きのルール(発明届等)策定、知財契約、管理体制、実務運用への助言等に係る支援
- ③プロジェクトが対象とする技術分野の特許情報調査・分析(パテントマップ作成等)に係る支援
- ④プロジェクト内で生まれる発明の発掘、発明の知財ポートフォリオ上での位置付け評価、強い特許網を形成するための周辺技術・応用技術への展開に係る支援
- ⑤頑強な特許網を形成するための出願戦略等の支援
- ⑥ノウハウ・データ等の秘密管理等に係る支援
- ⑦プロジェクト参画研究開発機関におけるステージアップを指向した顧客セグメント・研究資金・試作品の検討、パートナー企業探索等に係る支援
- ⑧プロジェクト研究開発成果の創出・活用に向けたプロジェクト参画研究開発機関とパートナー企業間における共同研究の推進(共同研究成果の確認等)に係る支援
- ⑨プロジェクト参画研究開発機関のパートナー企業に対する事業化シナリオのプランニング、事業化シナリオ検証のためのSWOT分析等に係る支援
- ⑩プロジェクト参画研究開発機関におけるスタートアップ創立、コンソーシアム創設等に係る支援

4. 4. 支援の継続

支援期間の終了後、次の1年も支援を受けたいと希望する場合には、支援期間中に実施される継続審査を通過すれば、引き続き、支援を受けることが可能です。審査は、支援期間の途中で実施され、基準は前事業に準拠します。ただし、継続して支援を受けられる期間は、最大でも令和8年3月までとなり、前事業において支援を受けていた年数等を考慮して、INPITが決定します。

4. 5. スケジュール

本事業の支援スキーム③に関するスケジュールの例を以下に示します。

	2023			2024												2025													
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
③指定継続プロジェクト派遣型 4月派遣開始	支援期間 (4月～3月)			派遣開始	支援期間 (4月～3月)												派遣開始	支援期間 (4月～3月)											
		継続審査	継続決定	支援開始	支援中												継続審査	継続決定	支援開始	支援中			継続審査	継続決定					
③指定継続プロジェクト派遣型 10月派遣開始				支援期間 (10月～9月)			派遣開始	支援期間 (10月～9月)						派遣開始	支援期間 (10月～9月)														
	支援中			継続審査	継続決定	支援開始	支援中						継続審査	継続決定	支援開始	支援中													

4. 6. 知財 PD の勤務形態

原則として、派遣先に常駐勤務します。ただし、1名の知財PDが複数の研究開発機関等又はFAを支援する場合は、いずれかの派遣先を勤務拠点として、他の派遣先には出張して支援を行います。

4. 7. 費用負担

知財PDの person 費、旅費及び活動費(特許情報分析、IP ランドスケープ等の調査費を含む。)は、本事業で負担します。必要に応じて他の専門家を派遣する場合の当該費用も本事業で負担します。ただし、派遣先における執務環境整備・消耗品等に係る費用は、当該派遣先の負担となります。

以上